

国際人権基準から見た日本の外国人の人権問題

2013/05/03 師岡 康子

はじめに 改憲問題と外国人の人権問題

A 日本における外国人の全体像

- 人数・人口比
- 国籍別
- グループ別
 - ①旧植民地出身者
 - ②ニューカマー 外国人労働者とその家族、留学生等
 - ③難民
- 法的地位

B 外国人の人権問題の全体像

- 入管法等の管理制度が強化されているが、外国人の人権を保障する政策、基本法がない。
- 政府主導で排外主義が強まり、民間での排外主義行動が激化している。
- 国籍条項、「当然の法理」による差別や朝鮮学校の高校無償化制度からの法的排除、公人による差別発言などの公的差別が行われている。
- 就職差別、入居差別、入店差別など私的差別の蔓延。

C 国際人権基準から見た日本の人権保障制度の問題点

- ① 法制度設計の前提となる差別の被害者グループとの認識及び実態調査（1条、一般的勧告24等）の欠如
 - 人種差別撤廃条約の対象たる被害者グループもしくはマイノリティとの認識がない
 - 国が被害者グループについての人数、差別の実態調査を行っていない。
- ② 人種差別禁止法（2条1項）の欠如
 - 特定人に向けられた差別行為の場合、民法の一般条項（不法行為等）で争うことは可能。しかし、差別禁止法やガイドラインがないため、何が差別行為であるかの判断は裁判官の裁量の範囲が大きい。立証責任は被害者の側にあり、差別であることを立証するのは容易ではない。民事裁判の場合、訴訟費用や弁護士費用は自己負担であり、精神的負担が大きい。裁判の原告になったことがわかると、多くの人身攻撃も受ける。

- 不特定の集団（朝鮮人など）に向けられた差別行為の場合、禁止規定がない。
 - 人種差別撤廃条約を批准しており、同条約の条項は一般条項を具体化する基準として有効だが、ほとんど適用されていない。
 - 人種差別撤廃条約第4条c項は適用可能であるが、具体化する法令がなく、機能していない
- ③ ヘイト・クライム法（4条）の欠如
- 特定人にむけられた該当する刑法の規定（侮辱罪、器物損壊罪、暴行罪等）がある場合には、刑事告訴・告発という方法もあるが、警察官が逮捕に熱心ではなく、起訴・不起訴は検察の判断にかかる。また、量刑において、動機が人種差別である場合、重く判断することは可能であるが、そのような判例は極めて少ない。
 - 不特定の集団に向けられたヘイト・スピーチは禁止規定がない。
- ④ 人種差別撤廃教育（7条）はないに等しい
- ⑤ 国内人権機関（一般的勧告17、パリ原則）の不存在
- 法務省の人権擁護機関は、基本的に私人間による差別問題を対象としており、調査及び執行について強制権限がない。
 - 国による差別については後押しする機能まで果たしている。Ex) 朝鮮学校の高校無償化排除問題。
 - 2012年11月に人権委員会法が参議院に提出されたが廃案となった。内容も、到底 ICC（国内人権機関国際調整委員会）の認証は得られないもの。
- ⑥ 個人通報制度（14条）は宣言していない